

改正

昭和45年4月1日条例第12号

昭和63年12月28日条例第24号

平成9年3月31日条例第19号

平成12年3月31日条例第53号

平成17年9月22日条例第44号

平成17年12月15日条例第56号

平成19年12月18日条例第44号

平成30年12月20日条例第76号

令和元年9月13日条例第41号

旭川市生活館条例

(設置目的)

第1条 本市は、地域住民の生活文化の向上及び社会福祉の振興に寄与するため、生活館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生活館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旭川市近文生活館	旭川市錦町14丁目
旭川市民生活館	旭川市緑町15丁目

(事業)

第3条 生活館は、その目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 生活相談及び生活改善指導
- (2) 授産内職の奨励指導
- (3) 保健衛生に関する事業
- (4) レクリエーション及び教育文化に関する事業

第4条 削除

(使用承認)

第5条 生活館の行なう事業以外の場合において生活館の各室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認を与える場合において生活館の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 生活館の管理運営上支障があるとき。

(3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、備付物件の使用料は、市長が別に定める。

(使用料の減免)

第6条の2 市長は、アイヌ関係団体が伝承事業のために生活館の各室を使用するときは、使用料を徴収しないものとする。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責に帰することができない事由によつて使用不能になつたとき。

(2) 第11条第3号の規定による使用停止又は使用承認の取消があつたとき。

(使用者の義務)

第8条 使用者はその権利を譲渡し、又は転貸することができない。

第9条 使用者は、生活館の使用に当り、特別の設備をしようとするときはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第10条 使用者は、その使用を終つたとき又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用条件の変更)

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取消することができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(賠償)

第12条 使用者が建物又は設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(運営審議会)

第12条の2 生活館の運営を円滑に行なうため、旭川市生活館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日条例第12号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月28日条例第24号)

この条例は、昭和64年3月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第19号)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成10年3月規則第10号で、同10年4月1日から施行)

2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市生活館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日条例第53号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月22日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年12月15日条例第56号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市生活館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第44号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成20年4月規則第40号で、同20年5月1日から施行）

附 則（平成30年12月20日条例第76号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市生活館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月13日条例第41号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市生活館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
会議室	円 160	円 210	円 210	円 580
調理実習室	160	210	210	580

実技研修室	530	710	710	1,950
和室 1	180	240	240	660
和室 2	180	240	240	660
講堂 1	630	840	840	2,310
講堂 2	630	840	840	2,310
教養娯楽室	190	250	250	690
近文生活館集会室	180	240	240	660

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 暖房料については、市長が別に定める。
- 4 市長が別に定める目的に使用する場合の使用料は、規則で定める額とする。

改正

昭和45年7月28日規則第32号

昭和49年1月31日規則第3号

平成元年3月1日規則第3号

平成元年11月17日規則第48号

平成5年10月25日規則第39号

平成7年4月10日規則第26号

平成7年5月1日規則第29号

平成8年3月29日規則第11号

平成9年11月21日規則第67号

平成10年3月30日規則第11号

平成12年3月31日規則第65号

平成14年3月27日規則第12号

平成17年12月15日規則第65号

平成20年5月1日規則第44号

平成31年2月28日規則第2号

令和元年9月13日規則第21号

旭川市生活館条例施行規則

(趣旨)

第1条 旭川市生活館条例（昭和39年旭川市条例第45号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項前段の規定により旭川市生活館（以下「生活館」という。）の使用の承認を受けようとする者は、旭川市生活館使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第3項第3号の規定により、市長は、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるときは、生活館の使用を承認しない。

3 市長は、生活館の使用を承認したときは、旭川市生活館使用承認書（様式第2号。以下「使用承認書」という。）を交付するものとする。

4 使用の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。

(1) 全国・全道及び全市的な規模の行事に使用する場合 使用日の1年前の日が属する月の初日

(2) アイヌ関係団体、住民組織関係団体等が使用する場合 使用日の3月前の日が属する月の初日

(3) 前2号以外の場合 使用日の1月前の日が属する月の初日

5 前項各号に規定する月の初日が休館日に当たるときは、その翌日を初日とする。

(使用の取消し等の承認)

第2条の2 生活館の使用の承認を受けた者が条例第5条第1項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市生活館使用取消（変更）申請書（様式第3号）に使用承認書を添えて市長に提出し、旭川市生活館使用取消（変更）承認書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

(暖房料)

第3条 条例別表の規定に基づき徴収する暖房料の額は、条例別表の種別及び時間区分による額の2割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

2 暖房料の徴収期間は、11月1日から翌年の4月30日までとする。

(使用料)

第4条 条例別表に規定する市長が定める使用の目的及び使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第6条の2第2項の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限る。

(1) 公の機関において使用するとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその理由を具して申請しなければならない。

3 市長は、使用料の減免について承認したときは、使用承認書に必要事項を記載し、申請者に交付するものとする。

(休館日)

第6条 生活館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更し、又は設けることがある。

(1) 毎月の最終月曜日（次号に掲げる日に当たるときは、その翌日）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

（使用者の遵守事項）

第7条 生活館の利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 火気の取扱いに充分留意すること。

(2) 美観風致を害する行為をしないこと。

(3) 使用時間を厳守すること。

(4) その他職員の指示に従うこと。

（運営審議会）

第8条 旭川市生活館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数は、15人以内とし、生活館活動対象地域内の次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 小学校又は中学校の教員

(2) 民生委員

(3) 市民委員会の役職者

(4) 地域住民

(5) 授産関係者

(6) 女性、青年関係団体の役職者

(7) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、特別の事情があるときは任期中であつても委員を解嘱することがある。

第9条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年10月20日から適用する。

附 則（昭和45年7月28日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年1月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年12月24日から適用する。

附 則（平成元年3月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月17日規則第48号）

この規則は、平成元年11月18日から施行する。

附 則（平成5年10月25日規則第39号）

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成7年4月10日規則第26号）

この規則は、平成7年4月15日から施行する。

附 則（平成7年5月1日規則第29号）

この規則は、平成7年5月2日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第11号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月21日規則第67号抄）

1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第11号）

1 この規則は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に承認された使用に係る使用料については、この規則による改正後の旭川市生活館条例施行規則別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日規則第65号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第12号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日規則第65号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の旭川市生活館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の規則別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月28日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の旭川市生活館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市生活館条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年9月13日規則第21号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5項及び第6条各号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の旭川市生活館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市生活館条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分	使用目的	使用料（円）
----	------	--------

旭川市近文生活館	葬祭	3,300
旭川市民生活館	葬祭	32,600